

別紙 2

(協定第 5 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	0百万円
H 1 9	0百万円
H 2 0	4百万円
H 2 1	7百万円
H 2 2	2百万円
H 2 3	2百万円
H 2 4	16百万円
H 2 5	0百万円
H 2 6	25百万円
H 2 7	102百万円
H 2 8	250百万円
H 2 9	158百万円
H 3 0	21百万円
R 1	959百万円
R 2	271百万円
R 3	1,224百万円
R 4	1,171百万円
R 5	881百万円
R 6	495百万円
R 7	256百万円
R 8	255百万円
R 9	1,965百万円
R 1 0	101百万円
R 1 1	101百万円
R 1 2	101百万円
R 1 3	101百万円
R 1 4	101百万円
R 1 5	100百万円
R 1 6	100百万円
R 1 7	100百万円
R 1 8	100百万円
R 1 9	99百万円
R 2 0	99百万円
R 2 1	99百万円
R 2 2	99百万円
R 2 3	99百万円
R 2 4	99百万円
R 2 5	99百万円
R 2 6	99百万円
R 2 7	99百万円
R 2 8	99百万円
R 2 9	99百万円
R 3 0	98百万円

(注1) 平成18年度から令和2年度までは実績値を、令和3年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。